

(証券コード:3113)

2022年6月2日

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目10番24号

O a k キャピタル株式会社

代表取締役 稲 葉 秀 二

第161期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第161期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

本年は、当社における事業活動をより一層ご理解いただきたく、株主総会終了後、事業説明会を開催することといたしました。

是非ご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

なお、本年も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施したうえで、開催いたします。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）

2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）3階
コスモスホール I

3. 目的事項

報告事項

1. 第161期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第161期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役1名選任の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.oakcapital.jp>) に掲載させていただきます。

【株主様へのお願い】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場受付付近で、株主様のための消毒液を配備いたします（ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。）。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又はタブレットから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従つて議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従つて議案の賛否をご入力ください。

（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

4. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

5. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話(フィーチャーフォン等)を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

(添付書類)

事業報告

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動及び消費活動の制限と緩和が繰り返されるとともに、ウクライナ危機による資源価額の高騰やサプライチェーンの分断等、先行き不透明な状況が続きました。

このような事業環境の中、当社グループは、2021年11月に新生Oakキャピタルとしての「新経営方針」を公表し、「価値共創企業」をコーポレートスローガンとし、金融事業を中心とした将来の当社グループの成長に資する新たな事業の確立を通じ、強固な経営基盤の構築と新たな価値の創造を目指し、個々の総和を超える価値を生み出すためのイノベーションを進めてまいりました。

新経営方針では3つの事業領域（「狩猟型ビジネス」「農耕型ビジネス」「開発型ビジネス」）において事業を推進することを定め、特に「開発型ビジネス」は、当社が、中長期的に事業会社の株式を保有し、事業と財務と組織をマネジメントしながら企業価値を高めるビジネスであり、重要な事業戦略と位置付けております。

この戦略実現のために中核子会社の経営基盤の強化と収益力の向上を図るなど、当社グループの経営目標値である連結売上高250億円、連結純利益20億円、時価総額600億円の早期達成に向けた取り組みに注力してまいりました。

主要なセグメントの状況につきましては、金融事業（スターリング証券株式会社）はコーポレート・ファイナンス、M&A仲介、成長戦略の提案などの投資銀行業務及び投資家向けの投資ファンドの運用を通じ、上場企業の課題解決支援や投資家への投資機会の創出に取り組んでおります。クリーンエネルギー事業（株式会社ノースエナジー）は、自社消費型太陽光発電システム、バイオマス発電、蓄電池システム設備の販売・施工などのクリーンエネルギー分野を成長事業として位置づけ、脱炭素社会の実現に向け社会貢献しております。しかしながら、金融事業の投資銀行業務における投資回収及びクリーンエネルギー事業における自家消費型の太陽光発電設備の販売など計画通り進捗しなかったことなどから営業収益（売上高）は大幅に減少いたしました。

以上の結果、連結業績は、営業収益（売上高）26億11百万円（前期比52.8%減）、営業損失は10億34百万円（前期は営業損失7億6百万円）、経常損失は9億69百万円（前期は経常損失7億80百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は16億63百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失9億51百万円）となりました。

個別業績は、営業収益（売上高）1億69百万円（前期比89.6%減）、営業損失6億45百万円（前期は営業損失6億11百万円）、経常損失3億41百万円（前期は経常損失6億4百万円）、当期純損失26億90百万円（前期は当期純損失6億17百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

第11回新株予約権の行使により13,860,567株の新株式を発行（払込金額1株につき73円）し、10億11百万円の資金調達を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、新生Oakキャピタルとして新たな経営方針を策定いたしました。

新経営方針では、「価値共創企業」をコーポレートスローガンとし、金融事業に留まらない将来の当社グループの成長に資する新たな事業の確立を通じ、強固な経営基盤の構築と新たな価値の創造を目指しております。

また、以下4つのコーポレートビジョンを掲げております。

- ①企業の成長支援を通じて社会貢献する
- ②グループ全体の成長・安定収益計上により株主の期待に応える
- ③持株会社としてグループ事業会社の成長を支援する
- ④一般投資家を含む投資家に広く投資機会を提供する

当社グループの目指すべき姿を明確にし、具体的な経営目標数値とそれを達成する為の4つの事業戦略を掲げ、当社グループが担う事業と親和性のあるビジネス領域を中心に、利益確保の安定性を目指し金融ビジネスの多角化を推進してまいります。

・経営目標数値

連結売上高	連結純利益	時価総額
250億円	20億円	600億円

・事業戦略

- ①経営基盤の強化
- ②3つの事業分類（「狩猟型ビジネス」「農耕型ビジネス」「開発型ビジネス」）の推進
- ③中核子会社（スターリング証券(株)、(株)ノースエナジー）の強化並びに新たな事業ポートフォリオの構築
- ④ステークホルダーとのコミュニケーション

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、当期の連結業績において営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2019年3月期から4期連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

これまでの金融事業における投資先の株価動向等の市場環境に大きく左右される収益構造は改善すべき長年の課題であると認識しており、かかる状況に対処するため、当期において経営体制を刷新し2021年11月に新経営方針を発表いたしました。これを踏まえて金融事業のスターリング証券株式会社やクリーンエネルギー事業を展開する株式会社ノースエナジーを中心に経営改革を進め、これまでの市場変動に左右される収益体制から脱却し、安定的な収益を確保できる事業基盤を構築してまいります。具体的にはスターリング証券株式会社においては、金融ライセンスを活用したエクイティファイナンス引受けの拡大及び投資ファンドやアセット投資ファンドの組成を図り、安定収益を獲得していくとともに、これらの事業展開を加速させるべく、経営体制を刷新し、投資銀行業務における新規投資案件の獲得、ファンドの組成及び販売業務にスピード感をもって取り組むとともに、さらなるコスト削減を進め、早期の黒字化を図ってまいります。また、株式会社ノースエナジーにおいても2050年カーボンニュートラルの実現・2030年までに温室効果ガスの50%削減への挑戦などといった脱炭素社会へ変革の動きを格好のビジネスチャンスと捉え、これまでの実績を最大限に生かして、太陽光発電設備の販売推進、コスト削減や財務体質の改善に努め、収益力の向上に努めてまいります。

資金面では、株主割当による第11回新株予約権の行使により10億11百万円の資金調達を実施し、当連結会計年度末時点において当社単体で現金及び現金同等物並びに保有上場株式を合計で15億58百万円を確保しており、また、保守的に作成した資金繰計画においても当社グループ全体で当連結会計年度末後1年間に資金不足が生じることはなく、当期末現在において継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

上記の課題に適切に対処することにより、事業の更なる発展に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第158期 (2019年3月期)	第159期 (2020年3月期)	第160期 (2021年3月期)	第161期(当期) (2022年3月期)
売上高(千円)	2,230,477	4,064,317	5,531,707	2,611,996
経常利益(千円)	△957,818	△1,890,441	△780,359	△969,538
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	△979,138	△1,794,917	△951,190	△1,663,605
1株当たり当期純利益(円)	△18.25	△33.46	△17.73	△29.62
総資産(千円)	8,498,679	8,891,388	7,752,638	7,361,417
純資産(千円)	7,439,335	5,628,844	4,968,722	4,155,252

- (注) 1. △印は損失を示しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 第158期におきましては、国内株式市場の低迷などから、投資回収を手控える結果となり、大幅な減収減益となりました。
4. 第159期におきましては、株式会社ノースエナジーが連結対象となったことから増収となったものの、一部の投資先企業の株価が大幅に下落したことなどから、減益となりました。
5. 第160期におきましては、金融事業の業績が改善し、増収となったものの、黒字化には至りませんでした。
6. 当期の状況につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期の期首から適用しており、当期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第158期 (2019年3月期)	第159期 (2020年3月期)	第160期 (2021年3月期)	第161期(当期) (2022年3月期)
売上高(千円)	2,174,827	421,431	1,637,749	169,675
経常利益(千円)	△757,291	△1,679,820	△604,546	△341,240
当期純利益(千円)	△1,071,868	△1,511,390	△617,837	△2,690,664
1株当たり当期純利益(円)	△19.98	△28.18	△11.52	△47.90
総資産(千円)	8,109,016	6,338,077	5,971,057	4,682,600
純資産(千円)	7,879,639	6,135,885	5,803,080	4,152,993

- (注) 1. △印は損失を示しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC.	10,000米ドル	100.0%	金融事業
スターリング証券株式会社	100,000千円	100.0%	金融事業
株式会社ノースエナジー	100,000千円	71.5%	クリーンエネルギー事業
株式会社ノースコミュニケーション	10,000千円	71.5%	モバイル事業

(注) 株式会社ノースコミュニケーションは、当期に株式会社ノースエナジーの会社分割により、子会社となりました。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業セグメント	事業の内容
金融事業	投資銀行事業、証券事業、アセットマネジメント事業
クリーンエネルギー事業	エネルギー事業、ファンド事業
モバイル事業	携帯ショップ運営、Wi-Fiレンタルサービス
その他の事業	コミュニティFM放送事業

(8) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

当社グループの主要な事業所は以下のとおりであります。

会社名	主要な事業所
当社	(本社) 東京都港区
スターリング証券株式会社	(本社) 東京都港区
株式会社ノースエナジー	(本社) 北海道札幌市
株式会社ノースコミュニケーション	(本社) 北海道札幌市

(9) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
金融事業	10名	—
クリーンエネルギー事業	31名	—
モバイル事業	20名	—
その他の事業	3名	—
全社（共通）	9名	—
合計	73名	13名減

(注) 当期より事業区分を変更したため、事業毎の前期との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
9名	4名減

(10) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北海道銀行	815,744千円
株式会社日本政策金融公庫	391,850千円
株式会社新生銀行	150,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 67,535,604株（自己株式41,906株を含む。）
- (3) 株主数 20,256名（前期末比1,384名減）

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ユニヴァ・アセット・マネジメント	7,019千株	10.40%
NSL DTT CLIENT ACCOUNT 1	2,140	3.17
木村正明	1,600	2.37
佐野敦彦	1,600	2.37
協和青果株式会社	1,160	1.72
株式会社ヴィーナズファンド マネジメン	810	1.20
山崎宏	759	1.12
御所野侃	660	0.98
吉岡暁子	618	0.92
吉澤英和	593	0.88

(注) 持株比率は、自己株式（41,906株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 現に発行している新株予約権（2022年3月31日現在）
第10回新株予約権

発行決議の日	2021年9月22日
新株予約権の数	51,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 5,100,000株
新株予約権の発行価額	94円
行使価額	99円
新株予約権の行使期間	2023年5月15日から2024年5月15日

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
竹井博康	取締役会長	クリストフルジャパン株式会社代表取締役会長
稲葉秀二	代表取締役社長	UNIVA CAPITAL Group, Inc. 会長兼グループCEO OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC. 代表取締役
秋田勉	取締役 (経営管理本部長兼経理財務部長)	
尾関友保	取締役	株式会社エムエフアイジャパン代表取締役
伊藤祐之	取締役	公認会計士 税理士 公認会計士伊藤会計事務所 所長 有限会社トエンティーン 代表取締役社長 株式会社日本コーバン 社外監査役
作田陽介	常勤監査役	税理士 株式会社ホクガン 社外監査役 株式会社BRIDGES 社外監査役 株式会社88インターナショナル 社外監査役 株式会社エングループ沖縄 社外監査役 アジアフードコンセプト株式会社 社外監査役
坂井眞	監査役	弁護士 株式会社デジタルガレージ社外取締役・監査等委員
上野園美	監査役	弁護士 公認会計士 株式会社スーパーリージョナル 社外監査役

- (注) 1. 尾関友保及び伊藤祐之の両氏は、社外取締役であります。
2. 作田陽介、坂井眞及び上野園美の3氏は、社外監査役であります。
3. 尾関友保、伊藤祐之、作田陽介、坂井眞及び上野園美の5氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
4. 作田陽介氏は、税理士としての豊富な税務・会計知識や上場企業に対する専門的な見地からの助言業務経験を有しております。
5. 槇野冬樹氏は、2021年6月24日開催の第160期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任しております。
6. 宇田好文氏は、2021年6月24日開催の第160期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任しております。
7. 高橋英也氏は、2021年6月24日開催の第160期定時株主総会終結の時をもって辞任により監査役を退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役尾関友保及び伊藤祐之並びに監査役作田陽介、坂井眞及び上野園美は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。

(5) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報 酬 等 の 種 類 別 の 額			計
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (内、社外取締役)	6名 (3名)	68,535千円 (9,600千円)	— (—)	— (—)	68,535千円 (9,600千円)
監 査 役 (内、社外監査役)	4名 (3名)	16,350千円 (14,850千円)	— (—)	— (—)	16,350千円 (14,850千円)
計	10名	84,885千円	—	—	84,885千円

(注)取締役の支給人数には、無報酬の取締役1名は含まれておりません。

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月24日開催の第160期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した代表取締役、取締役及び監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

代表取締役 1名 90百万円
取締役 1名 11百万円 (うち社外取締役 1名 11百万円)
監査役 1名 16百万円

③ 業績連動報酬等に関する事項
該当事項はありません。

④ 非金銭報酬等の内容
該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第156期定時株主総会において、年額480,000千円以内（うち社外取締役年額80,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2010年6月29日開催の第149期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額を年額80,000千円以内（うち社外取締役年額20,000千円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第156期定時株主総会において、年額96,000千円以内（うち社外監査役年額72,000千円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は3名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2010年6月29日開催の第149期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額を年額40,000千円以内（うち社外監査役年額20,000千円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は3名）です。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針

i 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年1月28日及び2021年6月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

ii 決定方針の内容の概要

a) 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬と賞与とに分け、固定報酬については常勤・非常勤の別を含めた職務・職責に応じて、賞与については会社業績の状況を踏まえて、会社業績に対する貢献度に応じて、各々相当と判断される水準といたします。また、これらとは別に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めること、及び株主との価値共有を進めることを目的に、ストックオプションの付与のための報酬枠を定めております。このほ

か、退任する代表取締役または取締役の在任中の功労に報いるため、株主総会決議に基づき、退職慰労金を支払うこととしております。

- b) 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬及び賞与といたします。月例の固定報酬は、役位・職務・職責に応じて他社水準、当社の業績及びその貢献度、従業員給与の水準も踏まえ、総合的に勘案して決定いたします。また、賞与は、各事業年度の業績指標及び会社業績に対する貢献度を総合的に勘案のうえ、支給する場合は原則として年1回支給いたします。このほか、株主総会決議で承認されることを条件に、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、代表取締役または取締役の退任後に、退職慰労金を支払うこととしております。

- c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の業績連動報酬等並びに非金銭報酬等は、中長期的な業績向上と企業価値増大を目指すに当たり、一層の意欲及び士気向上を目的としたストックオプションとし、ストックオプションが行使された場合の希薄化にも配慮しつつ上記目的を達成するに相応しい数と予め定める利益目標としての行使条件を決定のうえ必要に応じて付与いたします。

- d) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、特に予め一律の割合は設けませんが、支給の主旨に鑑み、適切な割合を都度検討のうえ決定いたします。

- e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当業務の業績を踏まえた賞与の評価配分といたします。また、ストックオプションの個人別の付与数等については、取締役会が決定するものといたします。退職慰労金については、株主総会決議による承認を受けた後、取締役会の決議により、当社における一定の基準に従った取締役の個人別の退職慰労金の額を決定いたします。

- iii 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、固定報酬について常勤・

非常勤の別を含めた職務・職責に応じた検討が行われているため、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2021年6月24日開催の取締役会において、代表取締役稲葉秀二に当事業年度も含めた在任期間中の取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 尾関友保

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社エムエフアイジャパンの代表取締役を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。

- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- iii 当社又は当社の特定期間事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

- iv 当事業年度における主な活動内容

任期内の取締役会9回開催中9回（100%）出席し、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

- v 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役である尾関友保氏には、長年にわたり経営コンサルタント会社等の経営に携わる等豊富な業務経験や知見を活かして、社外取締役として経営陣からは独立した客観的な立場から当社の経営戦略策定や投資案件の検討等の場面における積極的な助言及び監督という役割を期待しております。

当事業年度においては、尾関友保氏は、事業計画にかかわるリスク評価、新規事業等にかかわるリスク評価に関して積極的な助言等を行いました。

② 取締役 伊藤祐之

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

公認会計士伊藤会計士事務所の所長及び有限会社トエンティーンワンの代表取締

役社長を兼任しております。当該各社と当社との間には特別の関係はありません。

- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社日本コーバンの社外監査役を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。

- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
該当事項はありません。

- iv 当事業年度における主な活動内容

任期内の取締役会 8 回開催中 8 回（100%）出席し、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

- v 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役である伊藤祐之氏には、公認会計士・税理士としての専門的な知識や投資事業に対する豊富な助言経験を活かして、社外取締役として経営陣からは独立した立場から当社の経営戦略策定や投資案件の検討等の場面における積極的な助言及び監督という役割を期待しております。

当事業年度においては、伊藤祐之氏は、事業計画にかかわるリスク評価、個別の投資案件にかかわるリスク評価に関して積極的な助言等を行いました。

③ 監査役 作田陽介

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社ホクガン、株式会社BRIDGES、株式会社88インターナショナル、株式会社エングループ沖縄及びアジアフードコンセプト株式会社の各社外監査役を兼任しております。当該各社と当社との間には特別の関係はありません。

- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
該当事項はありません。

- iv 当事業年度における主な活動内容

任期内の取締役会は 8 回開催中 8 回（100%）出席し、監査役会は 10 回開催中 10 回（100%）出席し、主に長年税理士として培われた専門的な知識、経験等から、必要に応じ、コンプライアンス体制の構築・維持や投資案件にかかわる法的な助言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

④ 監査役 坂井眞

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社デジタルガレージの社外取締役・監査等委員を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容
任期内の取締役会は9回開催中9回（100％）出席し、監査役会は12回開催中12回（100％）出席し、主に長年弁護士として培われた専門的な知識、経験等から、必要に応じ、コンプライアンス体制の構築・維持や投資案件にかかわる法的な助言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

⑤ 監査役 上野園美

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社スーパーリージョナルの社外監査役を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容
任期内の取締役会は9回開催中9回（100％）出席し、監査役会は12回開催中12回（100％）出席し、主に長年弁護士・公認会計士として培われた専門的な知識、経験等から、必要に応じ、コンプライアンス体制の構築・維持や投資案件にかかわる法的な助言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社であるスターリング証券株式会社は、会計監査人に対して、顧客資産の分別管理の法令順守に関する保証業務に対し、対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。

(6) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である株式会社ノースエナジーは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下、(4)及び(5)において「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役は、内部統制管理責任者として、内部統制構築にかかわる全責任を負うとともに、当社並びにその子会社（以下「当社グループ」という。）の全役職員に対し企業倫理の遵守を継続的に行うよう徹底を図る。
- ② 取締役は、経営理念を率先垂範し、社員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先する企業風土を醸成する。
- ③ 当社は、「取締役会規則」に基づき、原則として月1回の定例取締役会と必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役は他の取締役の職務執行の監督を行う。
- ④ 当社は、監査役会設置会社であり、監査役は、監査に関する規程、監査役会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席、職務執行状況の調査などを通じ、法令遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監査し、必要に応じ改善を助言又は勧告する。
- ⑤ 当社は、コンプライアンス関連規程、規則等を定め、当社グループの全役職員が法令及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とするとともに、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設けコンプライアンス体制の構築、整備及び問題点の把握・解決を図る。
- ⑥ 当社は、当社グループの事業活動又は取締役及び社員のコンプライアンス上の違反行為あるいは疑義のある行為が行われ、又は行われようとしていることに取締役及び社員が気づいた際の通報体制として、社外の通報窓口の設置も含めて、個人が直接通報を行うことのできる手段を構築し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付けるとともに、通報者のプライバシー保護を徹底した運用を行い、通報内容を秘守する等、通報者に対して、不利益な扱いを行わないものとする。
- ⑦ 当社は、「コンプライアンスマニュアル」、「反社会的勢力対応規程」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序又は安全に脅威を与え

る反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する。

- ⑧ 当社は、職務分掌に関する規程等に基づき、職務の執行について責任と範囲を明確に定める。
- ⑨ 当社は、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」を定め、未公表情報を厳格に取り扱い、インサイダー取引等の防止を図る。
- ⑩ 当社は、業務執行部門から独立した内部監査業務を専任所管する内部監査室を設け、専任者を配置する。専任者は、年度監査計画に基づき当社グループにおいて監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うとともに、内部監査結果を代表取締役様に報告を行い、併せて取締役会及び監査役へも報告する。
- ⑪ 当社は、内部監査室からの内部監査結果を受け、代表取締役の指示に従い不備の改善及び開示すべき重要な不備の是正を行う。
- ⑫ 当社は、金融商品取引法及びその他の法令への適合も含め、「コンプライアンスの遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備し、業務の改善を図る。なお、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」については別途これを定める。
- ⑬ 当社は、会社情報の開示について、「情報開示規程」、その他関連規程において当社グループからの情報収集、開示書類の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、株主総会、取締役会及び経営会議の議事録を、法令及び関連規程に従い作成し、適切に保存、管理する。
- ② 当社は、「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存を行う。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
- ③ 当社は、情報セキュリティに関する基本方針、規程を定め、各種情報資産への脅威が生じないよう適切な保護対策を実施する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループの事業活動において想定される各種リスクにかかわる適切な評価・管理体制を構築する。また、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント推進

に係る課題、対策を協議・決定し、当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。

- ② 当社は、事業上のリスクとして、市場リスク・信用リスク・事務リスク・システムリスク・コンプライアンスリスク・情報関連リスク及び災害リスク等を認識し、個々のリスクに対するマニュアル等の整備及び見直しを行う。
- ③ 当社は、「危機管理細則」に基づき、不測の事態が発生した場合の対応を含む危機管理体制を整備し、有事には迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を防止し、損失を最小限にとどめる。

(4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規則」において、取締役会において付議すべき事項を定め、それらの付議事項について取締役会で決定する。また、併せて、決裁に関する「稟議決裁基準一覧表」にて、代表取締役等の決裁権限を定める。
- ② 当社は、代表取締役以下常勤取締役を主要メンバーとする経営会議を設け、取締役会が決定した経営の基本方針に基づき、経営全般にかかわる重要事項を協議・決定する。
- ③ 当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、経営の透明性を確保するため、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定・監督機能と職務執行機能を分離する。
- ④ 当社の役員及び社員は、その専門機能に応じて子会社の経営効率の向上及び企業価値を高めるため、積極的に支援・指導・助言するものとする。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社マネジメント規程」等の関連規程を定め、子会社に対し、重要事項について当社の事前承認を得ること及び経営状況を定期的に報告又は説明することを義務付ける。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助する特定の社員を置くことを求めた場合、取締役会で協議のうえ、その社員を定める。

(7) 当社の監査役の職務を補助する使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する特定の社員を置いた場合には、当該社員は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令にのみ従う。また、取締役からの独立性を確保するため、当該社員の人事異動、人事評価等については、事前に監査役と協議を行い決定する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会その他重要な決議の場に出席し報告を受ける。
- ② 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、稟議書その他業務執行に関する重要な書類・文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は社員にその説明を求めることができる。
- ③ 取締役及び社員は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ④ 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び社員に周知徹底する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役と相互の意思疎通を図るため、監査役と取締役間で随時会合を持つ。
- ② 取締役は、監査役の職務が実効的に行えるよう、監査役との間で、情報の交換に努める。
- ③ 内部監査室は、監査役との間に定期的な会合を持ち効率的な監査を行うことが可能な環境を構築する。
- ④ 監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る監査計画につき事前説明を受け、内部監査の実施状況についても適宜報告を受ける。また、監査役が必要と認めた場合には、業務改善案等を求めることができる。
- ⑤ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図れる体制を構築する。
- ⑥ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般に関する取組み

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況は、内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」については、内部監査室が独立評価を実施しております。

(2) コンプライアンスに関する取組み

当社は、年間のコンプライアンス行動計画を策定し、年4回以上開催されるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会においてその進捗状況を確認しております。行動計画の中では、社内向けコンプライアンス研修も実施しております。また、「内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）」を設け、通報者の保護を図るとともに、問題の早期発見と改善に努めております。

(3) リスク管理に関する取組み

当社は、年間のリスクマネジメント実施計画を策定し、当社の経営に重大な影響を及ぼす事業リスクに対応するため、リスクの分類を行い、具体的なリスクの内容に対しリスクマネジメントの目標設定を行っております。また、四半期毎にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を開催し、リスク対応に対するモニタリングを実施しております。

(4) 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み

当社は、毎月開催を原則とする定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及びその監督を有効に行っております。また、取締役会は、常勤役員による「経営会議」や常勤役員及び執行役員による「投資委員会」に権限移譲を行い、重要事項に関し効率的な意思決定の仕組みを構築しております。

(5) 当社の関係会社における業務の適正の確保に関する取組み

当社の関係会社は、「関係会社マネジメント規程」に則り、定められた重要事項に関し承認申請、報告を行う体制としているほか、内部監査室が監査・指導を行っております。

(6) 監査役監査の実効性の確保に関する取組み

当社は、監査役会を設けており、原則として月1回開催のうえ監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行っております。また、監査役は各種会議への出席や稟議書等の閲覧により監査の実効性を確保しております。

備考

この事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,727,465	流動負債	1,963,177
現金及び預金	1,956,990	買掛金	177,484
売掛金	579,834	短期借入金	753,000
契約資産	34,247	1年内償還予定の社債	73,600
営業投資有価証券	318,646	1年内返済予定の長期借入金	107,796
棚卸資産	206,653	未払金	326,114
関係会社短期貸付金	30,000	未払法人税等	30,588
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	254,912	契約負債	96,593
その他	463,990	預り金	31,627
貸倒引当金	△117,809	株主優待引当金	70,676
固定資産	3,598,048	その他	295,697
有形固定資産	1,543,377	固定負債	1,242,987
建物及び構築物	68,873	社債	194,600
機械装置及び運搬具	182,794	長期借入金	549,470
工具、器具及び備品	26,003	繰延税金負債	2,272
土地	1,232,305	解体撤去引当金	49,300
リース資産	8,420	役員退職慰労引当金	30,626
建設仮勘定	24,981	退職給付に係る負債	68,899
無形固定資産	263,561	資産除去債務	38,902
のれん	231,928	その他	308,916
その他	31,633	負債合計	3,206,165
投資その他の資産	1,791,109	(純資産の部)	
投資有価証券	210,612	株主資本	4,114,333
関係会社長期貸付金	804,671	資本金	4,787,920
繰延税金資産	50,892	資本剰余金	2,637,783
投資不動産	313,545	利益剰余金	△3,297,469
その他	496,835	自己株式	△13,901
貸倒引当金	△85,448	その他の包括利益累計額	△82,662
繰延資産	35,903	その他有価証券評価差額金	△33,425
株式交付費	14,364	為替換算調整勘定	△49,236
社債発行費等	21,538	新株予約権	4,794
資産合計	7,361,417	非支配株主持分	118,788
		純資産合計	4,155,252
		負債及び純資産合計	7,361,417

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,611,996
売上原価		2,140,381
売上総利益		471,614
販売費及び一般管理費		1,505,958
営業損失		1,034,343
営業外収益		
受取利息	34,571	
受取保険金	150	
為替差益	243,289	
貸倒引当金戻入額	30,040	
その他	12,763	320,814
営業外費用		
支払利息	18,071	
持分法による投資損失	229,642	
その他	8,295	256,008
経常損失		969,538
特別利益		
固定資産売却益		1,043
特別損失		
固定資産売却損	1,351	
固定資産除却損	18,654	
役員退職慰労金	327,000	
減損損失	274,737	
事業構造改革費用	101,628	
その他	29,531	752,902
税金等調整前当期純損失		1,721,397
法人税、住民税及び事業税	3,121	
法人税等調整額	△13,595	△10,473
当期純損失		1,710,924
非支配株主に帰属する当期純損失		47,318
親会社株主に帰属する当期純損失		1,663,605

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	4,282,010	2,136,908	△1,633,864	△13,797	4,771,256
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	505,910	505,910			1,011,821
連結子会社株式の取得による持分の増減		△5,034			△5,034
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,663,605		△1,663,605
自己株式の取得				△103	△103
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	505,910	500,875	△1,663,605	△103	△656,923
当期末残高	4,787,920	2,637,783	△3,297,469	△13,901	4,114,333

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	△46,597	43,801	△2,796	-	200,262	4,968,722
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						1,011,821
連結子会社株式の取得による持分の増減						△5,034
親会社株主に帰属する当期純損失						△1,663,605
自己株式の取得						△103
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,171	△93,038	△79,866	4,794	△81,474	△156,546
当期変動額合計	13,171	△93,038	△79,866	4,794	△81,474	△813,469
当期末残高	△33,425	△49,236	△82,662	4,794	118,788	4,155,252

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数……………6社

② 連結子会社の名称……………OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC.、スターリング証券㈱、ノースホールディングス㈱、㈱ノースエナジー、㈱ノースコミュニケーション、軽井沢エフエム放送㈱

上記のうち、当連結会計年度において、㈱ノースエナジーが会社分割したことにより設立した㈱ノースコミュニケーションを新たに連結の範囲に含めております。また、Oakキャピタルインベストメント㈱は、当連結会計年度において清算したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

① 主要な非連結子会社の名称……………CO㈱

② 連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

① 持分法適用の関連会社の数……………5社

② 持分法適用の関連会社の名称……………クリストフルジャパン㈱、BIG ISLAND HOLDINGS LLC、BIH GOLF LLC、BIH PROPERTIES LLC、BIH UTILITIES LLC

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

① 主要な会社等の名称……………CO㈱

② 持分法を適用していない理由……………持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった当該他の会社等の名称等

① 当該他の会社等の名称……………㈱山田平安堂

② 関連会社としなかった理由……………当社の主たる営業目的である投資育成のために取得したものであり、傘下に入れる目的で取得したものではありません。

(4) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度の計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるOAK HAWAII RESORT & GOLF, INC.、(株)ノースエナジー及び(株)ノースコミュニケーションの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- i 売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ii 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）を採用しております。
- iii その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

- ② 棚卸資産……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、2008年4月1日以降（リース資産を除く）に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。（リース資産を除く）
- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………子会社において、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

- ④ 株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる費用の見積額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金……………当社役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑥ 解体撤去引当金……………将来の太陽光発電所の解体撤去に備えるため、将来発生すると見込まれる費用負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

i クリーンエネルギー事業

クリーンエネルギー事業においては、主に太陽光発電設備の販売を行っております。太陽光発電設備の販売については、系統連系（送電）した時点で顧客が当該製品の使用から生じる便益を享受することが可能になり、履行義務が充足されると判断できることから、系統連系（送電）した時点で収益を認識しております。

また、太陽光発電設備の販売においては、設備の販売と同時に契約される土地の賃貸料及び保守サービスについて、これらは同一の商業的目的を有するものとして契約の締結をしていることなどから、それぞれの契約金額にかかわらず、これらの契約を結合した上で、それぞれの独立販売価格の比率により収益の額を配分し、収益を認識しております。

なお、取引の対価は、系統連係日から概ね3営業日以内に受領しております。

ii モバイル事業

モバイル事業においては、主に個人顧客向けに携帯端末の販売及び移動通信サービス、ブロードバンドサービスの提供を行っております。携帯端末の販売については、商品の引渡し時点、移動通信サービスの提供については、主に当該サービスの完了時点、ブロードバンドサービスについては、当該サービス開始日においてそれぞれ収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから、概ね1か月以内に受領しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

- i 株式交付費……………3年間で定額法により償却しております。
- ii 社債発行費等……………社債の償還期間内又は3年間で定額法により償却しております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

⑤ 営業投資有価証券に係る会計処理

投資事業目的にて取得した有価証券は、営業投資有価証券として計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、クリーンエネルギー事業における太陽光発電設備の販売において、設備の販売と同時に契約される土地の賃貸料及び保守サービスについて、これらは同一の商業的目的を有するものとして契約の締結をしていることなどから、それぞれの契約金額にかかわらず、これらの契約を結合した上で、それぞれの独立販売価格の比率により収益の額を配分し、収益を認識する方法などに変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高が87,679千円、販売費及び一般管理費が13,112千円それぞれ減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が74,566千円それぞれ増加しておりますが、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券以外の有価証券については取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合でも、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としております。また、その他有価証券のうち、時価のある有価証券については、期末日前1か月間の市場価格等の平均に基づく時価法から、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

さらに、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度において、区分掲記しておりました繰延資産の「社債発行費」（当連結会計年度は6,342千円）は、当連結会計年度より、新株予約権発行費も含め、繰延資産の「社債発行費等」として表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 203,258千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、ワクチン接種の進展により収束の方向に向かっておりましたが、オミクロン株の蔓延により再び感染拡大が広がるなど、一進一退を繰り返している中で、経済活動と感染予防、医療体制の強化などの両立により、経済環境は徐々に正常化していくものと想定しております。このような状況の中で当該債務者の将来の経済環境が現状から大きく乖離することはないことを前提とし、一般債権は前期と比較して外部環境の重要な変化がないことを可能な限り確かめることで、当連結会計年度末に有する債権の信用リスクが過去の貸倒実績率とほぼ同程度であろうとの仮定に基づくものであり、貸倒懸念債権等特定の債権は、債務者の経営状態及び財政状態、延滞の期間、事業活動の状況、当社の支援状況、再建計画の実現可能性、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に関係する一切の定量的、定性的要因を当連結会計年度末時点で入手可能な情報から検討し、その結果を大きく変更する要因がないことを可能な限り確かめることで、その評価が今後も継続するであろうとの仮定に基づくものです。

従って、債務者の財政状態の悪化等により支払能力が低下したなど、設定した仮定が合理的な範囲を超えて変化した場合、追加の引当が必要となり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 231,928千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんの償却方法及び償却期間については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。のれんのうち減損の兆候がある資産又は資産グループにつき、将来の収益性が著しく低下した場合には、のれんの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

減損の兆候があると判定された際は、主に報告単位の事業計画等を基礎として将来キャッシュ・フローを見積り、当該キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るかどうかによって減損の要否を判定しております。事業計画等の策定において新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、経済活動と感染予防、医療体制の強化などの両立により、経済環境は徐々に正常化していくものと想定した上で、当該関係会社の将来の経済環境が現状から大きく乖離することはないこと及び競合他社の動向等の外部要因にも重要な変化はないとの仮定の基で収益改善策の実現可能性などを検討します。

従って、将来の不確実な経済状況及び経営状況の影響により設定した仮定が合理的な範囲を超えて変化し当該事業計画に基づく業績回復が予定通り進まないことが判明した場合には、減損損失を計上することとなり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 所有権留保資産及び所有権留保付債務

(1) 所有権留保資産

機械装置及び運搬具 149,975千円

(2) 所有権留保付債務

割賦未払金 16,543千円

長期割賦未払金 230,231千円

(注) 割賦未払金は連結貸借対照表上流動負債の「その他」に含めて表示しており、長期割賦未払金は連結貸借対照表上固定負債の「その他」に含めて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 183,739千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 事業構造改革費用

当社は経営体制を刷新し、収益構造の抜本的な改革を進め、事業構造の見直しを図るための施策を行っており、それに伴い発生した費用又は損失を事業構造改革費用に計上しております。当連結会計年度における事業構造改革費用の内訳は以下のとおりであります。

関係会社株式評価損 58,519千円

貸倒引当金繰入額 43,000千円

減損損失 72千円

貸倒損失 36千円

2. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類
東京都港区	事業用資産	のれん、建物他
北海道白糖郡他18件	事業用賃貸資産	土地
北海道小樽市他4件	遊休資産	建物、土地及び商標権

当社グループでは、クリーンエネルギー事業における事業用賃貸資産の土地及び遊休資産については、個別資産毎にグルーピングを行っており、それ以外については事業会社を基本とした管理会計上の区分により、グルーピングを行っております。

当連結会計年度において、当社の連結子会社であるスターリング証券㈱について株式取得時に想定していた収益が見込めなくなったことから、のれん及び同社が有する固定資産の未償却残高全額を減損損失(227,699千円)として特別損失に計上いたしました。

また、クリーンエネルギー事業の事業用賃貸資産については、収益性が低下した一部の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（43,212千円）として特別損失に計上いたしました。さらに遊休資産については、時価が著しく下落した資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、また、商標権については未償却残高全額を減額し、当該減少額を減損損失（3,897千円）として特別損失に計上いたしました。

その内訳はスターリング証券㈱の事業用資産227,699千円（うち、のれん207,002千円、建物18,660千円、その他2,036千円）、事業用賃貸資産43,212千円（すべて土地）、遊休資産3,897千円（うち、建物858千円、土地2,966千円、商標権72千円）であります。

なお、回収可能価額の算定については、主として使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.73%で割引いて算定しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	53,675,037	13,860,567	—	67,535,604
合計	53,675,037	13,860,567	—	67,535,604

（注）発行済株式の総数の増加は、第11回新株予約権の行使によるものであります。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業の一つである金融事業においては、主に自己資金と、必要に応じて社債や新株予約権の発行により資金を調達し、これらの資金により、将来有望な国内外の上場企業並びに非上場企業へ投資を行っております。従って、信用リスク、価格変動リスク、為替リスクを伴う金融資産を有しているため、会社経営において、リスクの把握と管理が重要であると考えております。そのため、当社グループは、リスク管理の基本的な事項をリスクマネジメント基本規程として制定しております。この規程の中で、管理すべきリスクの種類を特定するとともに的確な評価を行い、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスを構築し、実践していくことを定めております。

また、クリーンエネルギー事業を営む㈱ノースエナジーにおいては、設備投資等の長期の資金需要に対しては金融機関からの長期の借入及び社債発行にて調達しており、短期的な資金需要に対しては主に金融機関からの短期の借入によっております。従って、流動性リスクを伴う金融負債を有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクを伴っております。当社グループにおける主な金融資産は営業投資有価証券及び投資有価証券並びに関係会社長期貸付金であります。このうち、営業投資有価証券及び投資有価証券については、主に上場株式及び関係会社株式で構成されており、主に純投資目的及び事業推進目的で保有しております。また、上場株式については一部売買目的で保有しております。これらの金融資産は、投資先企業等の信用リスク及び上場株式等については価格変動リスクを伴っております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが1か月以内の支払期日であります。借入金は運転資金及び設備投資資金に係る資金調達であります。これらの債務は流動性リスクを伴っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、投資先企業等の信用リスクに関して、投資規程及び関連諸規則に従い、民間信用調査機関及び案件担当者の企業分析等による情報に基づき投資先企業等の状況を定期的にモニタリングしております。なお、緊急を要する重要情報を入手した場合は、取締役会又は投資委員会にて、早急に対応策を協議する体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

i 金利リスクの管理

当社グループでは、借入金及び社債等の金利の変動リスクを回避するため、定期的に金利の動向を把握し、固定金利・変動金利のバランスを勘案して対応することでリスクの低減を図っております。

ii 為替リスクの管理

当社グループは、外貨建金融資産及び金融負債について為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。今後、状況に合わせて為替リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行う可能性があります。

当社グループにおいて、外国為替レート（主として、円・米ドルレート）のリスクの影響を受ける主たる金融商品は、ドル建ての関係会社に対する貸付金及びドル建ての関係会社株式であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2022年3月31日時点で、円が対米ドルで5%下落すれば当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は69,790千円増加するものと考えられます。反対に円が対米ドルで5%上昇すれば69,790千円減少するものと考えられます。

iii 価格変動リスクの管理

当社グループは、投資規程及び関連諸規則に従い、取締役会又は投資委員会において、投資判断を行っております。新規投資案件については、投資先企業のデューデリジェンスにより投資限度額、価格変動リスクの評価を含む投資回収等の投資計画を立案し、取締役会又は投資委員会においてその投資計画の決定を行っております。また、投資先企業に関する経営情報を収集・分析し、リスク状況をモニタリングするとともに、必要に応じ、取締役会及び投資委員会に報告する体制を構築しております。なお、上場株式については、価格変動リスクに備え、新株予約権の引受割合を高くする投資手法に加え、取得価額から20%程度下落した段階で株価の回復可能性等を検討し、売却処分を行うことで価格変動リスクの軽減を図っております。

当社グループは、主な金融資産である上場株式について新株予約権を効果的に組み合わせて投資を行っていることで、価格変動リスクを低減しているため、これに係る市場リスク量を把握することを重視しておらず、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。代表的なリスク分析の計測モデルであるバリュエーション・アット・リスク（V a R）は、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、将来へ向けた事業再生及び新規事業計画の提案を組み合わせた当社の投資手法とは親和性が低いと考えており、これを利用しておりません。

しかしながら、営業投資有価証券に含まれる上場株式については、当社において、株価の価格変動（主として、国内上場銘柄）のリスクの影響を受ける主たる金融資産であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2022年3月31日時点で、T O P I Xが10%上昇すれば18,640千円増加するものと考えられます。反対に、T O P I Xが10%下落すれば、18,640千円減少するものと考えられます。

iv デリバティブ取引

現在、デリバティブ取引を行っておりません。

③ 流動性（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）リスクの管理

㈱ノースエナジーにおいては、適時に資金繰り計画を作成・更新し、手元資金の流動性を勘案の上、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 営業投資有価証券及び投資有価証券			
売買目的有価証券	1,353	1,353	—
その他有価証券	307,892	307,892	—
(2) 関係会社長期貸付金（※1）	1,059,584		
貸倒引当金	△43,000		
	1,016,584	1,042,085	25,500
資産計	1,325,830	1,351,331	25,500
(1) 社債（※2）	268,200	268,507	307
(2) 長期借入金（※3）	657,266	658,383	1,117
負債計	925,466	926,891	1,425

（※1）1年内回収予定の関係会社長期貸付金を含んでおります。

（※2）1年内償還予定の社債を含んでおります。

（※3）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、「(1) 営業投資有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	220,012

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券及び投資有価証券				
売買目的有価証券				
株式	1,353	—	—	1,353
其他有価証券				
株式	307,223	—	—	307,223
その他	—	—	669	669
資産計	308,576	—	669	309,246

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期貸付金	—	1,042,085	—	1,042,085
資産計	—	1,042,085	—	1,042,085
社債	—	268,507	—	268,507
長期借入金	—	658,383	—	658,383
負債計	—	926,891	—	926,891

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、新株予約権の公正価値については、市場価格、ヒストリカル・ボラティリティ等を考慮したモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

関係会社長期貸付金

これらは元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金

これらは元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、2009年12月に代物弁済により取得した不動産（神奈川県）を有しております。また、連結子会社である㈱ノースエナジーでは北海道その他の地域において、主として太陽光発電所向けの賃貸用土地を有しております。なお、代物弁済により取得した不動産は当社で使用せず処分の方針であり、継続的に処分活動を進めておりますが、当連結会計年度末時点において、成約には至っておりません。今後も処分活動を継続し、資金回収を図っていく方針に変更はありません。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,525,401	1,467,758

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	金融	クリーン エネルギー	モバイル	計		
一時点で移転される財	1,103	1,646,480	500,738	2,148,322	2,166	2,150,488
一定の期間にわたり移転 される財	10,500	68,868	90,754	170,123	42,827	212,950
顧客との契約から生じる 収益	11,603	1,715,349	591,492	2,318,445	44,993	2,363,438
その他の収益	189,386	59,171	—	248,557	—	248,557
外部顧客への売上高	200,989	1,774,521	591,492	2,567,002	44,993	2,611,996

(注) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コミュニティFM放送事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は96,593千円であり、履行義務の充足につれて20年以内に収益を認識することを見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 59円73銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 29円62銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,077,314	流動負債	398,531
現金及び預金	1,306,229	リース債務	837
売掛金	136,777	未払金	249,794
営業投資有価証券	262,021	未払費用	9,169
前払費用	22,546	未払法人税等	29,071
関係会社短期貸付金	33,000	契約負債	1,650
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	278,184	預り金	16,828
未収入金	78,207	前受収益	1,707
その他	77,635	株主優待引当金	70,676
貸倒引当金	△117,288	その他	18,796
固定資産	2,575,725	固定負債	131,075
有形固定資産	67,420	リース債務	2,864
建物	39,596	繰延税金負債	2,272
車両運搬具	664	退職給付引当金	67,649
工具、器具及び備品	25,067	役員退職慰労引当金	30,626
リース資産	2,091	資産除去債務	27,662
無形固定資産	1,301	負債合計	529,606
投資その他の資産	2,507,003	(純資産の部)	
投資有価証券	2,500	株主資本	4,170,731
関係会社株式	294,480	資本金	4,787,920
関係会社長期貸付金	2,848,543	資本剰余金	2,669,713
投資不動産	313,545	資本準備金	2,005,910
その他	86,933	その他資本剰余金	663,803
貸倒引当金	△1,039,000	利益剰余金	△3,273,001
繰延資産	29,561	利益準備金	35,500
株式交付費	14,364	その他利益剰余金	△3,308,501
社債発行費等	15,196	繰越利益剰余金	△3,308,501
資産合計	4,682,600	自己株式	△13,901
		評価・換算差額等	△22,531
		その他有価証券評価差額金	△22,531
		新株予約権	4,794
		純資産合計	4,152,993
		負債及び純資産合計	4,682,600

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		169,675
売 上 原 価		211,230
売 上 総 損 失		41,554
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		604,171
営 業 損 失		645,725
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	30,443	
為 替 差 益	242,845	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	30,000	
そ の 他	4,641	307,930
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	73	
株 式 交 付 費 償 却	1,188	
社 債 発 行 費 等 償 却	1,970	
そ の 他	212	3,445
経 常 損 失		341,240
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	80	
固 定 資 産 除 却 損	3,703	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	946,532	
役 員 退 職 慰 労 金	327,000	
事 業 構 造 改 革 費 用	1,068,628	2,345,944
税 引 前 当 期 純 損 失		2,687,184
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,210	
法 人 税 等 調 整 額	2,269	3,479
当 期 純 損 失		2,690,664

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	4,282,010	1,500,000	663,803	2,163,803	35,500	△617,837	△582,337	△13,797	5,849,677
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	505,910	505,910	—	505,910					1,011,821
当期純損失						△2,690,664	△2,690,664		△2,690,664
自己株式の取得								△103	△103
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	505,910	505,910	—	505,910	—	△2,690,664	△2,690,664	△103	△1,678,946
当期末残高	4,787,920	2,005,910	663,803	2,669,713	35,500	△3,308,501	△3,273,001	△13,901	4,170,731

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△46,597	△46,597	—	5,803,080
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				1,011,821
当期純損失				△2,690,664
自己株式の取得				△103
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	24,066	24,066	4,794	28,860
当期変動額合計	24,066	24,066	4,794	△1,650,086
当期末残高	△22,531	△22,531	4,794	4,152,993

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、2008年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。
（リース資産を除く）

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる費用の見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

アドバイザー業務

当社のアドバイザー業務では、主に経営コンサルティングサービスの提供をしており、顧客との契約に基づいてコンサルティングサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は概ね時の経過につれて充足されるため、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……………3年間で定額法により償却しております。

社債発行費等……………3年間で定額法により償却しております。

(2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 営業投資有価証券に係る会計処理

投資事業目的にて取得した有価証券は、営業投資有価証券として計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券以外の有価証券については取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合でも、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって貸借対照表価額としております。また、その他有価証券のうち、時価のある有価証券については、期末日前1か月間の市場価格等の平均に基づく時価法から、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

なお、当該会計方針の変更による影響は軽微であります。

(会計上の見積りに関する注記)

貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,156,288千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「(会計上の見積りに関する注記) 1. 貸倒引当金 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	63,157千円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務	
関係会社に対する短期金銭債権	207,008千円
関係会社に対する長期金銭債権	42,221千円
関係会社に対する短期金銭債務	2,262千円
3. 取締役に対する金銭債務の総額	210,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	4,848千円
販売費及び一般管理費	15,525千円
営業取引以外の取引高	31,301千円

2. 事業構造改革費用

当社は経営体制を刷新し、収益構造の抜本的な改革を進め、事業構造の見直しを図るための施策を行っており、それに伴い発生した費用又は損失を事業構造改革費用に計上しております。当事業年度における事業構造改革費用の内訳は以下のとおりであります。

貸倒引当金繰入額	1,010,000千円
関係会社株式評価損	58,519千円
減損損失	72千円
貸倒損失	36千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	40,748	1,158	—	41,906

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	1,489,439千円
営業投資有価証券評価損	116,287千円
関係会社株式評価損	461,177千円
その他有価証券評価差額金	6,899千円
貸倒引当金	354,055千円
その他	76,429千円
繰延税金資産小計	2,504,289千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,489,439千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,009,188千円
評価性引当額小計	△2,498,628千円
繰延税金資産合計	5,660千円
繰延税金負債	
資産除去債務（固定資産）	△7,930千円
その他	△3千円
繰延税金負債合計	△7,933千円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△2,272千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC.	(所有)直接 100.00%	資金の貸付 役員の兼任 (2名)	資金の貸付	42,176	1年内回収予 定の関係会社 長期貸付金	257,184
						関係会社 長期貸付金	2,178,497
				利息の受取 (注) 1	30,301	流動資産の その他	25,700
						投資その他 の資産のそ その他	42,187
子会社	ノースホール ディングス(株)	(所有)直接 100.00%	資金の貸付 役員の兼任 (1名)	資金の貸付	39,500	1年内回収予 定の関係会社 長期貸付金	670,046
				利息の受取 (注) 1	130	投資その他 の資産のそ その他	34
子会社	スターリング 証券(株)	(所有)直接 100.00%	役員の兼任 (3名)	増資の引受	300,000	—	—
関連会社	BIG ISLAND HOLDINGS LLC	(所有)間接 40.00%	役務の提供	役務の提供	—	売掛金	136,777

(注) 1. 資金の貸付に伴う利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 子会社への貸倒懸念債権に対し、1,039,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において967,000千円の貸倒引当金繰入額（事業構造改革費用）を計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 61円46銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 47円90銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

O a k キャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	柳	吉 昭
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	小 倉	明
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	折登谷	達 也
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、O a k キャピタル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、O a k キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

O a k キャピタル株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	柳	吉 昭
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	小 倉	明
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	折登谷	達 也
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、O a k キャピタル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第161期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し（一部リモート会議方式により）、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

O a k キャピタル株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	作	田	陽	介	⑩
監査役（社外監査役）	坂	井		眞	⑩
監査役（社外監査役）	上	野	園	美	⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、当社の今後の業容の拡大及び事業内容の多様化に備えるため、当社の現行定款第3条の事業目的に所要の変更を行うものであります。
- (2) 今後機動的な資本政策を図るため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の1億5,000万株から増加し、2億株に変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第21条に役付取締役として最高財務責任者（CFO）及び相談役を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線____は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>4. <u>船舶用用品並びに食品の輸出入及び販売</u></p> <p>(略)</p> <p>16. 和・洋・中華各種料理店の経営</p> <p>(略)</p> <p>41. 広告・宣伝代理業</p> <p>45. <u>レジャー及びスポーツに関する企画、調査、情報提供サービス</u></p> <p>(略)</p> <p>62. 著作物、商標等の使用権の販売及びこれらを複製使用した録音テープ、録画テープ、ビデオディスク、レコード、磁気カード、日用雑貨、スポーツ用品、衣料品、室内装飾品等の販売</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>4. <u>船舶用用品、食品、化粧品、医薬部外品、健康食品、食品及び飲料の企画、製造、輸出入及び販売</u></p> <p>(略)</p> <p>16. 和・洋・中華各種料理店を含む料理店の経営</p> <p>(略)</p> <p>41. <u>インターネット等デジタルネットワークを活用したマーケティング、広告宣伝を含む</u> 広告・宣伝代理業</p> <p>45. <u>情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u></p> <p>(略)</p> <p>62. 著作物、商標等の使用権の販売及びこれらを複製使用した録音テープ、録画テープ、ビデオディスク、レコード、磁気カード、日用雑貨、スポーツ用品、衣料品、室内装飾品等の販売及び輸出入</p> <p>63. <u>ファッション雑貨、医療機器の企画、製造販売並びに輸出入</u></p> <p>64. <u>通信販売事業</u></p> <p>65. <u>テレビ、ラジオ等の番組及び映像等の企画、制作、販売並びに輸出入</u></p> <p>66. <u>展示会、イベント、セールスプロモーションの企画、運営、興行、仲介</u></p> <p>67. <u>オリジナル商品及びキャラクター商品（個性豊かな名称や特徴を有している人物動物等の画像をつけたもの）の企画、製造、販売並びに著作権等知的財産権の管理業務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>68. <u>電子商取引に関わるコンピュータシステムの企画、開発、販売、賃貸、保守及びコンサルティング</u></p> <p>69. <u>プロモーション、パブリックリレーションズ活動の企画、運営、コンサルティング</u></p> <p>70. <u>コンピューター、ソフトウェアの開発、販売</u></p> <p>71. <u>インターネットホームページの企画立案、製作、運営</u></p> <p>72. <u>前各号に関連するコンサルティング業務</u></p> <p>73. <u>前各号に附随関連する一切の事業</u></p>
<p>63. 前各号に附随関連する一切の事業</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億5,000万株</u>とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億株</u>とする。</p> <p>(略)</p>
<p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p>
	<p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役のうちから取締役会長、最高経営責任者（CEO）、取締役社長、最高執行責任者（COO）各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役のうちから取締役会長、最高経営責任者（CEO）、取締役社長、最高執行責任者（COO）、<u>最高財務責任者（CFO）</u>、相談役各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 変更前定款第15条の削除及び変更後第15条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（2022年9月1日、以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化のため、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本候補者が選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
むね ゆき とし あき 宗 雪 敏 明 (1961年5月19日生)	1984年4月 三井物産株式会社入社 1989年7月 同社米国三井物産サンフランシスコ支店 1995年5月 同社香港三井物産 2001年1月 同社プロジェクト本部電力機械部電力第三室長 2003年4月 同社プロジェクト本部電力機械部環境営業室長 2003年10月 同社機械・情報総括部投資総括室次長 2005年10月 同社合樹・無機化学品本部DPF対策推進部次長 2006年11月 同社事業管理部次長 2008年6月 同社プロジェクト業務部業務管理室長 2009年6月 同社プロジェクト本部中部プロジェクト統括 2013年12月 同社機械・インフラ業務部事業支援室長 2014年4月 三井物産プラントシステム株式会社 取締役 2021年7月 当社常務執行役員経営戦略室長兼事業管理部長 (現任) 2021年8月 株式会社ノースエナジー取締役 (現任) 2021年9月 スターリング証券株式会社取締役 2022年1月 スターリング証券株式会社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) スターリング証券株式会社 代表取締役社長	一株
選任理由 宗雪敏明氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたりエネルギー事業分野、事業投資・事業管理・事業会社経営で豊富な業務経験を有しており、その経験や知見を当社経営において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断したことによるものです。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。本議案が原案どおり承認可決された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区平河町二丁目4番1号

都市センターホテル（日本都市センター会館内）3階

コスモスホール I

TEL (03) 3265-8211



交通機関と所要時間

- 地下鉄 麹町駅（有楽町線）1番出口（半蔵門方面出口）より徒歩約4分
- 地下鉄 永田町駅（有楽町線・半蔵門線）5番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 永田町駅（南北線）9b番出口より徒歩約3分
- 地下鉄 赤坂見附駅（丸ノ内線・銀座線）D出口より徒歩約8分